



令和5年（行ウ）第95号、同第332号

神宮外苑再開発事業認可取消等請求事件

原告 カップ・ロッシェル 外

被告 東京都（処分行政庁 東京都知事）

準備書面（3）

令和6年12月12日

東京地方裁判所民事第51部2B係 御中

被告訴訟代理人弁護士 橋本 勇

被告指定代理人 加登屋 毅 

同 鳳城 和明 

同 長尾 若菜 

同 柏木 健三 

（本件連絡担当）

被告は、本準備書面において、令和6年9月13日の第5回口頭弁論期日における裁判所からの下記の釈明に応じて、従前の被告の主張を補充する。

なお、略語等は、被告の従前の例による。

第1 裁判所からの釈明事項の要旨について

乙第54号証の2（環境影響評価書本編）の557ページにおいて、「本事業の実施による大気汚染、騒音・振動、…及び温室効果ガスが環境に影響を及ぼすと予想される地域は、計画地の港区側及び新宿区側それぞれの中心から約800mまでの範囲」とする旨の記載があるが、ここで用いられている「800m」の根拠について明らかにされたい。

第2 乙第54号証の2・557ページにおける「800m」の意味について

- 1 事業者が環境影響評価書を作成するに当たっては、規則で定めるところにより、東京都環境影響評価条例48条1項各号に掲げる事項を当該環境影響評価書に記載しなければならないところ（同条例58条1項1号）、同条例48条1項9号では、当該事項として、「9 対象事業を実施しようとする地域及びその周辺地域で当該対象事業の実施が環境に影響を及ぼすおそれのある地域」が掲げられている。
- 2 また、東京都環境影響評価条例施行規則（昭和56年東京都規則第134号。乙70）71条1項は、「条例第58条第1項…の規定による評価書の作成は、（東京都環境影響評価）技術指針及び別表第10に掲げる評価書の構成基準に基づき行わなければならない」とし、同規則別表第10（評価書の構成基準）では、評価書に記載する事項として、「9 当該対象事業の実施が環境に影響を及ぼすおそれのある地域を管轄する特別区又は市町村の名称及びその地域の町名」を掲げている。
- 3 上記1及び2の規定から、環境影響評価書には、条例48条1項9号所定の「対象事業を実施しようとする地域及びその周辺地域で当該対象事業の実施が環境に影響を及ぼすおそれのある地域」として、当該地域を「管轄する

特別区又は市町村の名称及びその地域の町名」の記載を要するところ、乙第54号証の2・557及び558ページは、これらの規定に従い、本件事業の実施が環境に影響を及ぼすおそれのある地域を管轄する特別区の名称及びその地域の町名を表及び地図により示したものである。

- 4 ところで、環境影響評価書に「対象事業の実施が環境に影響を及ぼすと予想される地域を管轄する区市町村の名称及びその地域の町名」を記載するに当たっては、「対象事業の実施が環境に影響を及ぼすと予想される地域」は、「原則として予測・評価項目ごとの調査地域を包含する地域として定め」ることとされている（同指針第2章第2の3(4)、4(2)キ、5参照。乙71）。

このため、事業者は、環境影響評価自体は、大気汚染、騒音・振動等それぞれの環境影響評価項目ごとに調査地域を設定して予測及び評価を行うものであるが、同条例48条1項9号所定の事項の環境影響評価書への記載に当たっては、評価項目ごとに環境に影響を及ぼすおそれのある地域を管轄する区市町村の名称及びその地域の町名を記載する（例えば、大気汚染にあつてはA区B町一丁目及びC区D町一丁目、騒音・振動にあつてはA区B町一丁目など）のではなく、評価項目ごとの環境に影響を及ぼすおそれのある地域が全て含まれている地域を定め、当該地域を管轄する区市町村の名称及びその地域の町名を記載することとなる。

- 5 本件環境影響評価書（乙54の2・557及び558ページ）においても、環境影響評価項目として騒音・振動、風環境等の14項目が選択され、それぞれの評価項目ごとに調査地域が設定されているが、東京都環境影響評価技術指針においては、景観の調査地域は、「事業計画地が近景域又は中景域となる範囲」としており（同指針第3章第13の2(2)解説1参照。乙71）、同条48条1項9号所定の対象事業の実施が環境に影響を及ぼすと予想される地域については、当該14項目のうち景観が環境に影響を及ぼすおそれのある地域とされる計画地の港区側及び新宿側それぞれの中心から約800メートルまでの範囲（景観の現地調査の近景域）がその他の評価項目の調査地域を包含していることから、事業者は、当該約800メートルまでの範囲を本件

事業の実施が環境に影響を及ぼすと予想される地域と定めた上で、当該地域を管轄する特別区の名称及びその地域の町名を記載したものである。

- 6 以上のとおり、乙第54号証の2・557ページにおける「800m」とは、本件事業における環境影響評価項目のうち景観が環境に影響を及ぼすおそれのある地域の範囲(景観の現地調査の近景域)を示しているものであり、騒音・振動、風環境等本件事業における全ての環境影響評価項目について環境に影響を及ぼすおそれのある範囲が当該約800メートルまでの範囲であることを示しているものではない(上記6のとおり、各環境影響評価項目については、それぞれの項目ごとに環境に影響を及ぼすおそれのある地域が設定されている。)

第3 景観の現地調査の近景域が「約800m」までの範囲である理由について

- 1 本件環境影響評価書においては、本件事業の実施により計画地に最高高さ約190メートルの計画建築物が建設され、当該計画建築物が存在する景観が従前の景観に影響を及ぼすおそれがあることから、環境影響評価項目として景観を選択し、必要な調査を行うこととしている(乙54の2・437ページ)ところ、景観に係る環境影響評価において、その調査地域を定めるに当たっては、「対象事業の種類及び規模並びに地域の概況を勘案して、対象事業の実施が景観に影響を及ぼすと予想される地域とする」こととされている(東京都環境影響評価技術指針第3章第13の2(2)参照。乙71)。
- 2 ここで、計画地からどこまでの範囲の景観が環境に影響を及ぼすと予想される地域と考えるかについてであるが、一般に、環境影響評価における景観は、ある視点(対象物を見る地点)から視対象(眺める対象物)までの距離(視距離)によって、遠景(対象物が遠くに見える景観)、中景(遠景と近景の中間の景観)及び近景(対象物が近くに見える景観)に区分されるところ、「東京都環境影響評価技術指針(付解説)」(乙72)においては、視点から「対象とする建造物等の細部及び色彩がよく分かる範囲」を「近景域」、視点から「対象とする建造物等の全体及び大きさがよく分かる範囲」を「中景域」

とそれぞれ定義した上で、事業計画地が近景域又は中景域となる範囲を景観の調査地域として設定することを原則としている（同147頁）。

- 3 また、「東京都環境影響評価技術指針（付解説）」では、視点と視対象（対象物）との距離（視距離）が近景域又は中景域となる具体的な距離について定めていないところ、「東京都環境影響評価技術指針関係資料集」（乙73）によれば、建築物からの距離が800メートルを超えると、「窓は一団となり、また建物自体の輪郭はぼやけ、背景-地となる。即ち“図と地”の逆転が見られる。」とされており、視点から建物自体の輪郭等が分かる視距離については800メートルまでの距離であることが例示されている（乙73・ページ番号362参照）。
- 4 以上の考え方から、本件事業者は、本件事業の実施による景観が環境に影響を及ぼすおそれのある地域を、計画建築物の存在が視野に占める割合が多くなり、景観が環境に与える影響が主な構成要素として視認される範囲である事業計画地の港区側及び新宿区側それぞれの中心から約800メートルまでの地点としたものである。

以上